

(様式2表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 <u>みどり公園課</u>	No. 3
許認可等の内容		行為の許可(変更の許可を含む)	
根拠法令及び条項		小田原市都市公園条例 3	
審 査 基 準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	条例第3条の規定及び公園内行為の許可基準による。 裏面参照	
	参考事項		
	設定等年月日	平成21年10月1日設定(平成年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数15日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成21年10月1日設定(平成年 月 日最終変更)	

審査基準	基準	<p>第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 展示会、展覧会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。</p> <p>(5) 広告物を表示すること(公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場所であって規則で定めるものにおいて行う場合に限る。)</p> <p>(6) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>公園内行為の許可基準</p> <p>共通基準</p> <p>(1) 他の利用者の通常の利用に迷惑や支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>(2) 公園利用者、地域住民等の理解が得られるものであること。</p>
------	----	--

<p>審 査 基 準</p>	<p>基 準</p>	<p>(3) 専ら私的な利益を目的としていないこと。</p> <p>(4) 国、地方公共団体、地縁団体及び学校等が開催する行事を除き、スピーカー等の装置を用いて大音響を発生し、公園利用者、地域住民等に迷惑とならないこと。</p> <p>個別基準</p> <p>(1) 「露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。」</p> <p>ア 露店商については、国、地方公共団体、地縁団体及び学校等が開催する行事に係るもの(公園施設として認められるものを除く。)であること。</p> <p>イ 行商については、公共の福祉の増進に寄与する観点から行われる商品の移動販売等であること。</p> <p>ウ 募金については、公共の福祉の増進に寄与するものであって、公園で行われる必要性が十分に認められるものであること。</p> <p>(2) 「業として写真又は映画を撮影すること。」</p> <p>ア 公園内で行うものとして不適当な内容でないこと。</p> <p>イ 他の公園利用者の支障とならない場所及び方法で行われるものであること。</p> <p>(3) 「興行を行うこと。」</p> <p>ア 公園内で行うものとして不適当な内容でないこと。</p> <p>イ 専ら営利を目的とした興行でないこと。</p> <p>(4) 「展示会、展覧会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。」</p> <p>国、地方公共団体、地縁団体及び学校等が実施する行事であること。</p>
----------------------------	----------------	--

<p>審 査 基 準</p>	<p>基 準</p>	<p>(5) 「広告物を表示すること。」</p> <p>ア 基準</p> <p>次の基準(ア)及び(イ)の基準をいずれも満たす場合に限り許可するものとする。</p> <p>(ア) 広告物の表示基準</p> <p>広告物の内容が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>a 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの</p> <p>b 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの</p> <p>c 政治性又は宗教性のあるもの</p> <p>d 意見広告</p> <p>e 誇大な表現をしているもの</p> <p>f 良好な美観又は風致を害するおそれがあるもの</p> <p>g 児童及び青少年の健全な育成を害するもの</p> <p>h 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及びこれに類するもの</p> <p>i 法律に定めのない医療類似行為に係るもの</p> <p>j 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの</p> <p>k 現在又は前身が暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連企業であるものに係るもの</p> <p>l 人権を侵害し又は差別を助長するおそれがあるもの</p>
----------------------------	------------	---

審 査 基 準	基 準	<p>m 当該広告に係る事業の内容を本市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの</p> <p>n 施設等の管理運営に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>o 市の信用又は品位を害するおそれがあるもの</p> <p>p その他市長が施設等に掲出するものとして不適切であると認めるもの</p> <p>(イ) 広告物の規格等</p> <p>広告物の表示位置、寸法、表示方法及び色彩については、別表のとおりとする。</p> <p>(6) 「花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること」次の条件をいずれも満たす場合に限り許可するものとする。</p> <p>ア 国、地方公共団体、地縁団体及び学校等が開催する行事であること。</p> <p>イ 消防関係の許可を受けることができる見込みがあること。</p> <p>(7) 上記に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるもの。</p>
------------------	--------	--

別表

場所	表示位置	寸法	表示方法	色彩
小田原球場	外野フェンス (バックスクリーンを除く)	縦 1.6メートル、 横 10メートル	塗料で直接描くものとする。	白色とし、太陽光及び照明灯に反射するものを使用してはならない。
上府中スポーツ広場	西側フェンス	縦 0.85メートル、 横 4.5メートル		